

経済建設委員会会議録

令和5年5月29日(月)
(開会) 10:00
(閉会) 11:34

【 案 件 】

1. 所管事務の調査について
 - (1) 経済部
 - (2) 都市建設部
 - (3) 企業局

【 報告事項 】

1. 専用場外販売所の開設について (公営競技事業所)
2. 飯塚市公営住宅等長寿命化計画の更新について (住宅課)
3. 市道上における車両損傷事故について (土木管理課)
4. 飯塚市立病院の現状について (企業管理課)
5. 工事請負変更契約について (上水道課)
6. 工事請負変更契約について (下水道課)

○委員長

ただいまから、経済建設委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。所管事務調査に係る資料については、事前に配付しておりますので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。今回の所管事務の調査については、経済建設委員会の所管する各部、課の組織及び業務の概要について確認することを趣旨とするもので、質疑の内容の詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会で、内容を限定した上で、調査要求をしていただきますようご協力をお願いいたします。また執行部におかれましても本調査の趣旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握され、簡潔で的確な答弁をお願いいたします。それでは質疑に移ります。調査における質疑は部ごとに区切っております。

初めに、経済部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております。

- 10ページ、「企業立地促進補助金に関することについて」道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

所管事務について質問させていただきます。以前から企業立地促進補助金の指定産業に、宿泊業を追加し、ホテルの誘致に取り組むことを提案してきておりますけれど、ホテルを指定産業に追加することについてのお考えを確認させていただきたいと思います。これについては以前質問しておりますけど、調査・検討をするというような答弁をいただいていたと思います。それ以後どういう取り組み、調査をされておられるのか、お尋ねいたします。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

企業立地促進補助金につきましては、工業団地をはじめ、飯塚市が工業用地としてご紹介する土地への、工場等の誘致を念頭に置いており、そのため、工場の開設を伴う製造業や、卸売業、運輸業といった、いわゆる物流業を中心に誘致を誘引するインセンティブ、動機づけとして運用しているところでございます。また、大学や産業支援機関との産学官連携の促進の視点を持って、研究所や情報関連企業の誘致を図るため、これらの産業を指定産業と定めております。これらの産業の集積と活性化並びに雇用機会の拡大を目的に、補助金交付要綱に基づき、当該補助金を交付しているところでございます。ホテル業、宿泊業につきましては、企業活動

や観光など、本市経済の重要なインフラと認識しておりご相談があれば、土地のご紹介などお答えをしてみたいと考えておりますが、企業立地促進補助金の制度の趣旨であります、指定産業の集積と活性化などを踏まえ、当該補助金の対象とはしておりませんことをご理解願います。

○道祖委員

前回と同じような答弁だと思っておりますけど、宿泊業は、相当数の雇用を生むと伺っております。規模によっては100人を超える雇用もあるかと思えますし、観光行政においてもやはり泊まれるところがあることは、地域の産業を活性化するのではないかと考えておりますけれど、飯塚市は今のご答弁のとおりなんですけれど、県内ではホテルの誘致に取り組んで、柳川市とか大牟田市は、実際にホテルを誘致してきております。その際はどのような形で誘致されておられるのか、企業立地促進補助金とは違うような補助金をもってホテルを誘致されたのかどうか、その辺についてはどのようなふうにご調査されておりますか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

福岡県内の他市の状況でご説明いたしますと、直近では、柳川市と大牟田市がホテル事業者に補助金を交付する制度を設けております。全国でホテル運営を展開するホテル事業者が、柳川市では、平成29年3月、西鉄柳川駅前に。また、大牟田市では、令和7年秋頃に、第三セクターのテーマパーク跡地にホテルをオープンする予定としていることを確認しております。なお、補助金の内容といたしましては、建築費等の補助金や雇用奨励金、そういったものの交付ということで確認をしております。ホテルの誘致に特化した、補助金交付。柳川市につきましては、柳川市ホテルの誘致に関する条例を制定し、大牟田市につきましては、大牟田市宿泊施設立地促進補助金交付要綱を制定し、運用しているということで確認しております。

○道祖委員

補助金の要綱等は、ホテルが出てくると言っていて、それに合わせてつくったんですかそれともそれ以前からできたものなんですか。

○経済政策推進室長

柳川市、大牟田市ともに、柳川市につきましては駅前の再開発に合わせて、西鉄駅前の再開発に合わせて制度を設計しているというふうに伺っております。また大牟田市につきましては、第三セクターのテーマパークの跡地利用、これにあわせて、制度設計しているということでお伺いしておりますので、どちらも限定的な補助金、期間を限定した補助金ということでお伺いしております。

○道祖委員

ということは、ホテルが進出してこようとするときに、行政に相談したときに、行政が思うような形ののであれば、柳川とか大牟田のように取り組む考えはあるのですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

飯塚市の現状、そして将来のまちづくりにおけるホテルの重要性は認識しております。引き続き、どのようなことができるのか、調査研究してみたいと考えております。一方で、スポーツツーリズムや、観光振興においては、ホテル事業者や交通事業者、各施設の運営事業者との密接な連携という点が重要になってまいります。そのような中で、誘致の手法としまして、補助金を交付するというよりも、飯塚市の都市の可能性、将来性に共感いただけるホテル事業者の市場調査など、民間の事業活動の中で、ご進出のご判断があるものと考えております。

○道祖委員

そりゃあ、利益追求が基本ですよ、企業は。だから、今のご答弁のとおりだと思いますけどね。ただ、まちづくりの中に、今の宿泊部屋数で十分なのか。その辺はどうなっているんですか。コロナの関係で稼働率は落ちたのではないかと思いますけれど、ただ、ほかの地区においては、観光行政とか、宿泊する人たちが多くなってきているというような報道なり、テレビでも言

っているようなことを聞きます。もう一つお尋ねしますけれど、飯塚市は県下で4番目の都市だというふうに言われておりますけれど、福岡、北九州、久留米に次いで飯塚は人口が多い。そして今ゆめタウンとか、飯塚駅前開発を取り組もうとしておるわけですよ。そういう意味では、県下の中でも、ある程度評価されてきておるのではないかと思っておるんですけど、だから向こうはもう商売になればこれ出てくるんだと、だからそれまで待っているんだというような答弁だったと思いますけどね。参考までに福岡、北九州、久留米は、そういうことに取り組んでないのかどうか。補助金とかそういうのあるのかどうか。あそこは例えば福岡なんていうのは、お客さんがいっぱい来るから何もせんでも来ているのかどうか、ホテルが建っているのかどうか、その辺はどうなんですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

ホテルにつきましては、先ほどご答弁しましたが、企業活動とともに、スポーツツーリズムや観光振興において重要な役割を担うものと認識しております。一方で、飯塚市内のホテルにつきましては、ザ・リトリートを含め、7施設、439室あり、人口1万人当たりで換算いたしますと、埼玉県や奈良県よりも多い規模となっております。また、コロナ前の平成30年の市内の旅館、ビジネスホテルの宿泊数は年間延べ11万7800人、稼働率は、1名が1室を使用したと仮定した場合、74.8%。宿泊者数の3割が2名1室で利用した場合は63.6%となっており、一定程度の充足が図られているところでございます。

○経済政策推進室長

後半のお尋ね部分ですが、福岡市、北九州市、久留米市ということで、具体的には詳細の確認はしておりません。おりませんが、コンベンションセンターを誘致した際に、ホテルも一緒に誘致する。そういった取組を以前に、福岡市、久留米市は行っているというところは承知しております。ホテルにつきましては、イベントが重なれば、特にこの2年ぐらい、飯塚市は、全国的なイベントを情報発信の年ということでやっております。そういった中でイベントが重なる場合にはどうしても不足するような状況も出てくる可能性はあるかと存じておりますが、現在市内7施設ございまして、稼働率を見る限りは、今このような状況なのかなというふうに思っておるところでございます。

○道祖委員

だから、現状の稼働率は分かるんですけど、言っている内容は、ただ将来的なことを考えていったときにどうなのかと。例えば大きなイベントをしたときに全部福岡、北九州に宿泊客が逃げて、私どもはいろいろ行きますと、ホテルに泊まったらその周辺で物を買ったりいろいろしますので、やはりそういうそのメリットを考えれば、ホテルの誘致というのはある程度取り組んでいかなければいけないのではないかなというふうに、思っておりますけれど、既存の企業との関係もあるというのは承知しておりますけれど、何とかな、後手後手に回らないように、何でもまちづくりのときには、いざという時に土地がないんで駄目だったとかですね。それで、企業が来たくても来れなかったというのがいつもあるんですよ。要は、工業団地と一緒にだと思うんですよ。用地の確保が今できていないというのが現実的なんですよ。全部紹介しているというのが、民間の用地を紹介しているようなことで、自前の土地を持たないから、なかなか企業誘致が進まない。それと一緒にだと思うんですけど、こういう土地が、例えば駅前こういう土地があつて、どうですかと、ホテル業もエントリーして構いませんよみたいなことで公募したら、ホテルが出てくるのではないかと思うんですけど、そういうやり方やっているんですか、今、市の土地を売却するときね。

○経済政策推進室長

所管のほうがちよっと少しあれなんですけど、一応公募ということで、いろんなところを誘致しているような、何と言いますか、幅広く誘致している、企業誘致とは違ひまして、状況はあるとは認識しております。ただ都市計画の視点や、あと、コンパクトプラスネットワークの

視点、公共交通の視点等ございますので、また製造業やそういったところとはまた違う視点で、いろんな検討が必要になるのではないかなというふうには考えております。

○道祖委員

いざというときに対応ができるように、いろいろなところの調査をしておいてください。来たいと言ったときに、いや今からこれを片づけなくちゃいけない、あれを整理しなきゃいけない。土地は例えば、境界がはっきりしませんとか、用途が違いますから駄目ですとか、何やかんや要件つけて結局企業は来られない、というようなこともあり得ると思いますので、できるだけそういう話が来たときには、対応方をよろしくお願いして、今後、まちの形成によっては同じことをまたお尋ねするか分かりませんので、その節はよろしく申し上げます。この質問は、これで終わります。

○委員長

次に、25ページ、「森林に係る各種計画と林業関係者団体との森林保全に関する取組状況について」、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

県についても以前お尋ねしておりますけれど、再確認の意味でお尋ねさせていただきますけど、市内の竹林面積についてどのようになっておるのか、再度お尋ねいたします。

○農林振興課長

福岡県が令和4年に整備いたしました森林簿によりますと、市内の竹林面積につきましては、約768.98ヘクタールとなっております。その内訳といたしましては、飯塚市の市有林が約35.31ヘクタール、個人等が所有する私有林が約731.59ヘクタール、その他公有林が約2.08ヘクタールとなっております。

○道祖委員

地区別の竹林面積については、どうなっているのか、お尋ねします。

○農林振興課長

地区別で申し上げますと、飯塚地区が約331.01ヘクタール、穂波地区が約51.39ヘクタール、筑穂地区が約280.79ヘクタール、庄内地区が約37.94ヘクタール、潁田地区が約67.85ヘクタールとなっております。

○道祖委員

御承知のように森林法で、飯塚市も森林整備計画を策定しておりますけれど、竹林の整備についてはどのように記載しているのか。読む限りでは詳しく載ってないんですよね。ヒノキ、杉とかそういう木は出てくるんですけど、竹については明確にどうするというふうに記載されておきませんので、どのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○農林振興課長

市町村が立てます森林整備計画は、森林法に基づいて、5年ごとに作成するものでございまして、10年を1期とした計画でございます。その内容としましては、地域の森林、林業の特徴を踏まえました森林整備の基本的な考え方や、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林作業の標準的な方法などを定める、長期的な視点に立った森林づくりの構想となります。本市の森林整備計画につきましても、適切な森林整備を推進するための大きな方針を定めたものでありまして、ご質問のありました竹林の整備に関する具体的な方針、計画等に関しては、記載がなされておきませんが、記載がないからといって実施しないというものではございません。

○道祖委員

ではお尋ねしますが竹林の整備について、どのような取組を行っておられるのか、お尋ねいたします。

○農林振興課長

本市では、森林環境譲与税をもとにした飯塚市森林整備基金を活用して、竹林伐採事業を実施しております。その内容としましては、令和2年度は、森林へ竹が侵入する原因となっております民有地の放置竹林、0.34ヘクタールの竹林整備を行いました。令和3年度は、民家の裏や道路沿いにある飯塚市市有地の竹林、約0.40ヘクタールを整備いたしました。また、令和5年度につきましては、飯塚市市有林管理委託事業といたしまして、荒廃が進行しております竹林等の整備として、約2ヘクタールの間伐等を実施することといたしております。また、本市では、福岡県森林環境税が10分の10交付されます。福岡県荒廃森林整備事業を活用しまして、市内の民有地にある森林の強度間伐等を実施しております。その中で、人工林の成長を阻害する竹、いわゆる侵入竹の除伐を行っております。この侵入竹の除伐を行った面積といたしましては、令和元年度が約29.79ヘクタール、令和2年度が約37.62ヘクタール、令和3年度が約22.49ヘクタール、令和4年度が約26.87ヘクタールでございまして、令和5年度は約36ヘクタールを計画しております。ただし、今ご説明した取組につきましては、人工林の中に侵入している竹の伐採の件でございますので、竹林自体の整備までには至っていないという状況でございます。

○道祖委員

取組を始めたということで、荒廃竹林については結構なんですけれど、例えば、令和5年度の荒廃進行する竹林の整備としては、2ヘクタールの間伐をやるということですが、この間伐したやつはどういうふうにご利用されているんですか。

○農林振興課長

今お尋ねの令和5年度に実施いたします私有林、竹林の管理委託事業につきましては、伐採した後の材木、竹材につきまして、今後森林資源の有効活用という点からも、有効活用をしていくべきと考えておりますが、今のところまだ具体的な方針等は決めていないところでございます。

○道祖委員

ここの、先ほど森林の整備の中で、侵入した竹の伐採を行っているという答弁でしたよね。その竹はこれについても、有効活用はまだされていないというふうに理解していいんですか。それと有効活用されていないということは、結局、山から切り出して燃やしている、単純に言えば燃やしているというふうなことなんですか、それとも山に切って倒して放置したままということなんですか。

○農林振興課長

今お尋ねの事業に伴います伐採した後の竹材につきましては、搬出等に関しましては、当然のことながら、コスト等もかかりますので、そういった面において、現実的には、竹林内に一旦片づけ、整理して置いているという状況でございます。

○道祖委員

結局、有効活用の道がないから切るの切りますけど、その切ったところに置いていますということですね。竹というのは成長が早いから、1回切っても、5年ぐらい経ったらもう大体切った時と同じような硬さとか、長さとかになっていっていると思うんですよ、早ければ3年ぐらいで。1年でもずっと伸びますよね、ただ柔らかいから、あれですけど、硬くなるのはやはり3年から過ぎてだろうと思うんですけど、だから再度整備していかなくてはいけないというふうには私は思っていますが、それで理解していいんですか。

○農林振興課長

今、委員がおっしゃるとおり、管理されていない竹林では、枯れた竹も含めて、1ヘクタール当たり、1万本以上繁茂しているという状況がございまして。今おっしゃるとおり、伐採後にまた再生してくる竹は、またさらに多くなることもございまして。そのため、毎年、竹の伐採を続ける場合においても、竹のほうは再生し、数年間はどんどん再生してくるという状況もござ

いますので、やはり数年間は伐採を続けるなどの対応が必要だと考えております。

○道祖委員

それで、調べたら近隣の自治体で、国の森林環境譲与税を活用して、荒廃竹林等の整備を行っている事例があるんですけど、これは中身的にはどういうふうな内容になっておるのか、御承知でしょうか。

○農林振興課長

県内の近隣自治体といたしまして、みやま市と香春町の取組を例にしてご説明させていただきます。みやま市では、荒廃竹林に対しまして、森林環境譲与税を活用した荒廃竹林整備事業を実施されています。令和3年度の事業概要といたしましては、森林所有者等が実施する市内の荒廃竹林の整備に要する経費の4分の3を補助するもので、上限が50万円となっております。対象事業といたしましては、荒廃竹林の全てを伐採する事業と、荒廃竹林を適正本数として、1ヘクタール2500本程度を目安とする伐採事業の2つでございます。事業費は、104万3千円となっております、全額譲与税を活用されています。

次に、香春町では、みやま市と同様に、荒廃竹林に対して森林環境譲与税を活用した荒廃竹林整備事業を実施されています。令和3年度の事業概要といたしましては、竹林所有者が実施する人家や農地、公共建築物等に隣接した荒廃竹林の整備に要する経費の10分の10を補助するもので、上限30万円となっております。対象事業は、荒廃竹林の全てを伐採する事業と、荒廃竹林を適正本数として1ヘクタール、2500本程度を目安とする伐採事業の2つでございます。事業費は36万1千円となっております、全額譲与税が活用されております。

○道祖委員

この場合は、竹は最終的にはどういう処分されているか、確認されていますか。

○農林振興課長

申し訳ございません。伐採後の竹材の活用までは確認できておりません。

○道祖委員

できれば確認して、どういう利用してるか、その確認をしていただきたいと思いますと思うんですけど、それはできますか。

○農林振興課長

確認をさせていただきます。

○道祖委員

香春町、みやま市は森林環境譲与税を活用して、荒廃竹林の整備に取り組んでおりますけれど、飯塚市もこうした取り組みを参考にして取り組んでいくことが、できないのか、する必要はないのかどうか、その辺はどのように考えておるのか、お尋ねいたします。

○農林振興課長

竹林に関しましては、様々な理由により、国内の竹材の需要が減り、管理する人のいない放置竹林が里山や人工林を脅かすことが懸念されております。特に、竹林が増大しますと、他の木々の成長を妨げ、植物の多様性が大きく損なわれますとともに、山林が有する水源涵養機能をはじめとした公益的機能の発揮に支障を生じることが懸念されております。こうした懸念を防止し、森林の公益的機能の発揮に支障のないよう、本市といたしましても、他自治体の取り組みを参考にしながら、調査研究を行い、効率的かつ効果的な竹林整備へつなげていきたいと考えております。

○道祖委員

以前、八代市だったと思いますけど、行政視察に行ったときに、川上から川下へということで、竹を。製紙工場もあるわけなんですけど、川下というんですね。だから竹を切って、いろいろ粉末にして利用したり、パルプの材料にして、利用したりいろいろ取り組んでおりました。そういう、いろいろな取り組みがあると思いますのでその辺はどういうふうになって有効活用

されておるのか、調査されて、飯塚市においても放置竹林がやはり多くなってきておりますので、ぜひ今以上に、活用、整備をお願いしたいというのが一つと、それと、ただ切って山の中に置いとくというのはいかがなものかと思っておりますので、今言ったように、産業として使えるものを、再利用ですね。ぜひほかのところをまた研究されて、取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたしまして、この質問は終わります。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今の竹の道祖委員の続きなんですけど、これは切り出した分は置いてある、切った分は置いて、林の中で置き去りにしてあるということなんですけど、引き出す場合、その予算も、この譲与税とかで出てくるんですか、出す場合。それとあとそれを、もし処理する場合、そこまでの予算は出ないんですか。

○農林振興課長

詳細はちょっと確認させていただきたいと思いますが、伐採した後の竹材の搬出、こういったものにつきましても、そういった譲与税が活用できるものと考えております。

○瀬戸委員

あと、もし処理をするならどういう、先ほど処理有効活用するのか。単純に処理をする場合に処理料というのがかかりますよね。そういうものも、予算から出るんでしょうか。

○農林振興課長

それにつきまして、また確認をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

ちょっと2点、質問、確認をさせていただきたいんですが、18ページ、「観光係」なんですけど、この中に内野宿があります。写真も載っておりますが、今内野宿展示館、また長崎屋などは閉館をしているようでありますが、これはコロナの理由、コロナが原因で閉館をされているのか、この理由についてをお尋ねいたします。

○商工観光課長

ただいまの質問につきましては、係争中でございますので、それを理由として閉館しております。

○田中裕委員

コロナの原因ではないと。それが決着がついてからどうされるかということを検討することですね。分かりました。続けていいですかもう一つ。21ページ「ふるさと応援寄附金」についてでございますが、令和4年度、数字が実績が65億6398万1400円の実績が出ておりますが、令和4年度は、90億円を超えていたと思っておりますが、令和4年度の実績はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和4年度につきましては、現在出納閉鎖、今月いっぱい出納閉鎖となっております、最終的な決算数字が出た時点で、金額が確定いたしますが、現時点で入金がっております寄附金額につきましては、およそ90億8500万円ほど、全国の皆様から、寄附をいただいている状況でございます。

○田中裕委員

90億8500万円ということでございますが、そのうち、財源として活用できるのは、どのくらいなんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

これにつきましても最終的な数字、歳出の分の数字が固まった時点で、正式にまた改めて御報告させていただきたいと思いますが、おおよそでございますけれども、35%程度が市の財源として、使える分が残る予定となっております、約28億円程度が財源として残るのではないかというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから経済部についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:34

再 開 10:37

委員会を再開いたします。

次に、都市建設部についての質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております13ページ、「各種公園の事業実施及び維持管理に関することについて」、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

各種公園の維持管理についてお尋ねしてまいりたいと思います。まず公園の設置する目的は何なのか。そこからお尋ねしていきたいと思います。

○都市計画課長

公園につきましては、人々のレクリエーションの空間、良好な景観の形成、環境の改善、防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間などの目的を持って設置をしているところでございます。

○道祖委員

公園は、様々な種類の公園があると思いますが、都市計画公園事業に関する具体的な事業周知について、どういうふうに取り組んでおられるのか。答弁をお願いいたします。

○都市計画課長

都市計画公園に関する事業といたしましては、都市公園を設置する場合の事業、事業計画及び認可に関する業務がございますが、本市は、現在都市公園の1人当たりの面積が13.88平米であり、福岡県の目標値、10平米を上回っているため新規の設置認可は難しいため、現在は、現都市公園の維持管理が主な業務事業となっているところでございます。なお、この都市計画公園事業以外の補助制度、補助事業を活用した公園整備、あるいは公園施設長寿命化計画に基づく、遊具等公園施設の事業実施を実施しているところでございます。

○道祖委員

都市公園の維持管理について現在、草刈りは年に何回行っておられるのか、お尋ねします。

○都市計画課長

現在都市公園につきましては、原則年2回の草刈りを行っております。

○道祖委員

いつも思っていたんですけど、年2回は誰がどういうふう過程で決めたんですか。今日まで、確かに年2回草刈りしているのは承知しているんですけど、いつも何で年2回なのかなど、草は何か切る基準に達するからなのか、何を基準にしてから2回なのか。これがよく分からないんですよ。どういう考え方なんですか。

○都市計画課長

質問委員がおっしゃいますように、都市公園の現状といたしまして草が生い茂っているという状況は承知しているところでございます。このため草の生育状況を見ながら、適切な時期に、年2回草刈りを行っておりますが、年2回では十分な草刈りができていないという状況となっ

ております。なお地元自治会の協力により、年2回以上草刈りを行っている公園もございますが、対応に苦慮しているのが現状となっております。

○道祖委員

開発公園等は、そこの住民が積極的に草刈りを取り組んできておりますけれど、ただ開発された団地も高齢化が進んで、やはり自治会から離れるとか、また残った人たちも高齢化で草が刈ることができないような状況は、もう目にするんですけれど、現実そういうふうになって行っているということなんです。それでなぜ2回なのかというところについて、草の生育状況を見ながら適時、年2回と言っておりますけれど、草の成長が温暖化で何か異常に早くなっているように感じませんか、私は思うんですけど。その辺は、考えたことがありますか。

○都市計画課長

現在のところちょっと考えたことはございません。

○道祖委員

もう再度、お尋ねします、公園を設置する目的は何ですか。

○都市計画課長

繰り返しになりますけれども、人々のレクリエーションの空間、良好な景観の形成、環境の改善、防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する、交流の空間などを目的としております。

○道祖委員

要は公園は人が使うためにあるんでしょう。人が使えるように維持管理をしていかないと駄目なんでしょう。草の育成状況を見ながらと言っておりますけど、育成状況を見ながらやっていたら、春先に1回刈って、この梅雨前になったらもう相当伸びていますよ。そしたらすぐ切るんですか。発育の状況を見ながら切るんでしょう。年2回というのは12か月のうちのいつ切るんですかと言ったら、3月に切ってからもうこの時期には草は生えていますもんね。そしたら、快適な環境を与えるために、3か月置きに切るというような感じなら年に4回ぐらい切らないと、快適な環境を与えられないと私は思うんですけど、年2回でしか切らないと。それで、快適な環境を与えておるんだと言われておりますけど、本当に快適な環境を与えられておりますか。

○都市計画課長

確におっしゃいますように今、現在年2回ということで今、第1回目が7月ぐらいで、2回目が9月から10月という形で草刈りのほうをしておりますが、やはり対応に苦慮しているというのが今の現状でございます。

○道祖委員

一番見やすいのは、また、地元ひいきとか何とか言われるかも分かんないけれど、体育館のイベントをするときには、ある程度草は切れていたんですよ、新体育館の周辺のやつはね。それは、体育館の建設にも向けて公園整備をしたから草を切っていたんですよ。ところが今行って御覧なさい。50センチメートルも60センチメートルも草は伸びていますよ。これは7月に切るんですか。6、7月、あと2か月後に切るんですか。それともう一つ言うと、もともとあそこの公園だって、何十年も切っていなかったんですよ。それを年に2回切りますとか堂々と言っておりますけど、何十年も切っていないというようなところだったんですよ。知っていますか、何十年も切っていない公園もあるんです。知っていますか。

○都市計画課長

市民公園については、おっしゃいますように年2回、ずっと草刈りをしてきているところがございます。何十年もしていないというところにつきましては、この前ちょっと私も現地の確認させていただきましてけれども、その辺についてはちょっと承知しておりませんでした。

○道祖委員

やはり承知しておりませんというのは管理されていないということではないですか。そういうことでしょうか。何十年も刈っていないというところがあって、そして年に2回刈っていますということですが、年2回刈っても使えませんよということを行っているんですよ。それはなぜですかという話ですよ。気がついていないから切らないんですか。気がついていても切れないから切らないんですか。

○都市計画課長

今後は利用状況を踏まえた中で各種公園の必要性だったりとか、草刈りの時期とか回数、そういったところを含めた維持管理の在り方について検討していくということと、あと適切な維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

再三言いますけど、維持管理きちっとしてなかったら、利用なんて草が生えたら誰も使えませんよ。誰も使っていないからということで、維持管理しなくていいという話で草がぼうぼうと生えて、そして何十年も放置するんですよ。そうでしょう。使ってもらおうという建前のほうから言えば、草が生えたら切るシステムをつくらないと駄目でしょう。ただ、なぜか知らないけれど年2回と。年に2回切ったら、市民は、地元の公園を使うんですか。使えないから草が生えていつているんですよ。使っていれば、人が入ると草を踏み荒らすから、成長が遅れるんですよ。適切に、今ある公園の見直し等に取り組んでいるのは承知していますけれど、重点的にしなくてはいけない、管理をしなくてはいけない公園を、全部同じような管理の仕方でもいいのかということですよ。勝盛公園とか、ああいうところは草が少ないわけでしょう。なぜですかと、ほかのところは草が生えてから、あそこは、草が生えないのはなぜですか。それは草刈りを何回かしているし、人が集まるからでしょう。だから、なぜそれを同じように重点的にやらないんですか。例えば今度は飯塚駅周辺整備をして公園をつくると言っていますが、公園をつくったら、つくりっぱなしという話にもなりかねないではないですか。初めはいいですよ。だけど何年もしたらもう公園を使わないと。草がいっぱい生えて、だから草の生えない公園をつくるのかも分からないけど。どういうふうにするか知らないけど。維持管理の費用が足りないなら足りないで全部、重点的な公園はどことどことどこですか。そういうのを調査したことあるんですか。都市計画公園というのは載っていますよ、地図上。しかしそこが全て、きちっと管理されて、使われるようになっていきますか、使ってくださいという形になっていますかということですよ。なっていないでしょう。

○都市計画課長

公園につきましては、今策定しております公園ストック再編計画に基づいて、必要などころへ集約というところで考えておりますので、そういった考えに基づいて、今後、検討していきたいというふうに思っています。

○道祖委員

今公園で草刈りの話をしていますけど、副市長、道路の維持管理でもそうですよ。今団地の中の道路脇でも、今、年を取ってきて、皆さんが高齢者になって、家の前を掃けなくなった、葉っぱを取り除けなくなった。やりたいけど体が動かないから、ごめんなさい、だから枯れ葉が積もっていくんですよ。枯れ葉が積もるとどういふふうになるかと言ったら、あれは培養土になっていくんですよ、自然と。そこに草が生え始めるんですよ、今まで道路脇に草がなかったところに草が生え始めるんですよ。その草を今度は今言ったように、掃除ができないから、そういうふうに溜まっていつて、そして草は生える、道路脇に。今度はそれを誰もしないんですよ。誰も切らないんですよ。切れないんですよ。だから全部仕事を、切ってくださいと役所のほうにお願いするようになるんです。日頃からそういうふうになったら、適切な処理をしていないと、全部市役所にお願いするしかないんですよ。今の、悪いですけど、価値観から考えたら、家の中の草でも、切らない人たち、自然愛好家か何か知らないですけど、そういう

人たちが多いんですよ、若い人達はまた時間がないというような問題で、高齢者もそうだし若い人たちも時間がない。そしたらもう自然にそのまま任しとったら草が生え始めるんですよ。これに対応するのに、あとはもう電話をかけるしかないんですよ、市役所に。そうするとやはり維持管理費というのは、今までどおりではいけないというふうに私は思うんですよ。やはり全てにおいて、高齢化社会に向かっていくときに維持管理費は、今まで地元がしていたものができなくなっているから、その辺についてどういうふうに取り組むか、やはり考えていかなくてはならないのではないかと思いますよ。そういうことを検討されてきておりますか。

○都市建設部長

今委員がおっしゃられますように、一つ公園の維持管理につきましては、高齢化社会であったり、人口減少というのを迎えております。そういったところを踏まえて、令和4年2月に、公園ストック再編計画というのを立てております。公園の適正配置、公園の誘致距離であったり、公園の再編、再整備、維持、統括維持であったり、用途変更、払下げも含めて、そういったところの公園を抽出した計画を立てております。ただし、草刈りについては、日常の維持管理というところで、もう地元をお願いしたり、地元の方に草刈りをしていただいた分は、都市計画課のほうで集積したりというふうなところがございますけれども、どの公園を集中的に維持管理するのかというふうなところは、このストック再編計画をまとめておりますので、時間がかかるかもしれませんが、適正な維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

やはり私どもは4月の選挙を経て、今日ここに立っておりますけれど、ご挨拶回りすると、やはりそういう身近な問題が、お願いができないのかということも多く耳にするわけですよ。だから再三申し上げますけれど、時代が変わってきている。今までと違って、自治会に入っている人たちも減ってきているでしょう。だからそういう環境が違ってきているのに今までどおりでいいのかどうか。それは、やはり再度考えていただいて、市民から要望があれば、対応を早くやっていただきたいということを要望して終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、都市建設部についての質疑を終結します。

次に、企業局ですが、質疑通告はありませんでした。企業局について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、企業局についての質疑を終結いたします。

以上で全ての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

お諮りいたします。「所管事務の調査について」は、調査終了といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって「所管事務の調査について」は、調査終了することに決定いたしました。

お諮りいたします。案件の記載のとおり執行部から6件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定しました。

「専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

新たに、オートレース場外車券売場が開設されましたので、ご報告いたします。

資料の専用場外発売所開設についてをお願いいたします。名称は、オートレース花園寄居、開設場所は、埼玉県大里郡寄居町、競輪場外発売所のサテライト花園寄居内に設置されております。設置者は株式会社オータ、管理施行者は川口市となっており、川口市を介しまして、飯塚オートレース場開催の車券発売を委託しております。オープン日は令和5年4月25日で、同日より開催いたしました、飯塚オートレース場でのSGオールスターオートレースから発売を行っております。なお、同じく、川口市が管理施行で、宮城県黒川郡大和町にございましたオートレース大和が、令和5年3月29日をもちまして閉館となりましたことをあわせてご報告いたします。これにより全国の専用場外発売所は35か所となります。そのうち、本市管理施行の発売所は10か所でございます。以上報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市公営住宅等長寿命化計画の更新について」、報告を求めます。

○住宅課長

住宅課よりこのたび、令和4年度に見直しを行った飯塚市公営住宅等長寿命化計画を報告させていただきます。この公営住宅等長寿命化計画とは、公営住宅等に係る中・長期的な維持管理計画を策定、実施することで、計画的かつ効率的な住宅ストックの更新を進めるため、平成21年に国のほうから、公営住宅等長寿命化計画策定指針が示され、各地方公共団体に策定が求められたものとなります。本市においても、この国の指針に基づき、平成24年に飯塚市公営住宅等長寿命化計画を策定し、定期的に計画の見直し、更新を行ってききましたが、このたび、令和4年度に見直しを行いましたので、概要版を御覧いただきながら、このたびの見直し後の計画を説明させていただきます。なお、参考資料として、見直し前の前回の計画をサイドブックに掲載しておりますので、後ほどご確認ください。それでは更新後の資料にて計画をご説明いたします。表紙には、令和5年6月の表記がある資料となります。

1ページをお願いいたします。1ページには計画策定の目的、計画の位置づけ、並びに本計画の計画期間について記載しています。平成24年度に初版を作成した本計画は、以後、国の指針に基づき、5年ごとに見直し、更新を行っておりますが、計画時に設ける計画期間は10年とされていることから、このたびの見直しにより、計画期間は、見直し後の翌年度となる令和5年度から、令和14年度までの10年間へと更新しております。前回の計画では、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としていましたが、この計画期間の折り返し点となる5年目を迎えた令和5年度に見直しを行いましたので、結果として、前回の計画から、計画期間が5年間延長されたこととなります。

2ページをお願いいたします。2ページでは、本市の現在の本市の住宅ストック状況をまとめています。本市では、調査年度となる令和4年4月1日時点で、公営住宅で637棟3434戸、改良住宅で143棟921戸。公営住宅と改良住宅を合わせた住戸総数は、4355戸となっており、現状、全体の6割以上の住宅が既に耐用年数を超過した住宅となっております。先ほど住戸総数は4355戸と申し上げましたが、前回の計画の時点では、住戸総数は、4419戸でした。前回計画時の資料収集年度は、平成29年4月となりますので、この5年間で、管理戸数を64戸削減したこととなります。

3ページでは、公営住宅事業を運営していく上での基本方針5項目を掲げております。また、

3 ページの下段には、整備目標戸数に関して記載しておりますが、4 3 5 5 戸の住宅を、本市の人口減少予測等に基づき、将来的には約 3 8 0 0 戸にまで調整していくこととしております。この管理目標戸数約 3 8 0 0 戸については、前回の計画時より引き継いだ管理目標戸数となっており、令和 4 年 4 月時点の住戸総数 4 3 5 5 戸からは、約 1 3 % の削減を目指すこととしております。また、この管理目標戸数約 3 8 0 0 戸が、今後の住宅需要に応えることが可能かという点については、国から示されている公営住宅供給目標量設定支援プログラムを用い、必要最大ストック量、こちらが住宅需要になるんですが、この最大ストック量を試算し、管理目標戸数と比較を行っております。試算の結果、本市の高齢人口はピークを迎えるという、2 0 2 5 年、令和 7 年度になります。この 2 0 2 5 年時点で、必要最大ストック量は 3 7 6 9 戸となっており、以降、住宅需要は減少傾向をたどると予測されており、管理目標戸数 3 8 0 0 戸でも十分住宅需要にお応えすることが可能であることを改めて確認しております。

4 ページをお願いいたします。こちらには公営住宅等の日常的な点検や定期的な実施する専門的な点検の中で、各住宅の現状を的確に把握し、居住性の低下を未然に防ぐ予防保全的な維持管理を実施し、対象団地の寿命を延伸させることで、結果として、団地の建設から除却までの間の年間当たりのコストの削減に効果をつなげていくという、長寿命化の基本方針をお示ししております。ただし、全ての住宅に一律で長寿命化を施すのかといえば、そうではなく、現状を的確に把握した上で、それぞれの住宅を現状の維持管理に留めおいて大丈夫なもの、改善を行うべきもの、建て替えの検討に入るべきものなどに分類いたします。

5 ページには、その分類方法をお示ししていますが、この分類作業においては、住宅の劣化状況だけでなく、地域の住宅需要、住宅敷地の効率性、公共交通機関や他の公共施設等の利便性、及び市全域を見渡した配置バランス等も加味することとなります。

6 ページには分類結果を記載しておりますが、全 6 8 団地は、当面、維持管理を行っていく団地が 9 団地、改善を検討すべき団地が 2 1 団地、非現地での建て替えを検討すべき団地が 8 団地、優先的に建て替えを検討すべき団地が 1 8 団地、用途廃止を検討すべき団地が 1 2 団地となっております。この内訳については、前回の計画と比較しますと、非現地での建て替えを検討すべき団地が、前回、1 6 団地から 8 団地減少し、用途廃止を検討すべき団地へと移行しています。これは、住宅の老朽化が著しく、高額な修繕費用を要することから、公募を行うことができず、現在の入居者の方まで、団地の用途を終わらせざるを得ない団地を改めて精査したものによるものです。

7 ページには、点検、計画修繕改善事業の実施方針をお示ししています。

8 ページをお願いいたします。ページの下段に記載した、(2) 建替え事業スケジュールについては、非現地、現地を問わず、建て替えを検討すべき団地の一覧となっております。現在、本市においては、市営相田団地建替事業を進めており、現在の計画では、2 0 3 7 年、令和 1 9 年度に、全事業が完了する予定となっておりますが、今後の本市の人口推移等を勘案した上で、2 点目の建設後となる 2 0 2 9 年、令和 1 1 年度以降は、3 棟目の建設計画を進めるとともに、4 棟目の必要性を図るための、検証作業に入るることとなっております。その期に合わせ、2 0 3 0 年、令和 1 0 年度からは、地域の配置バランス等を考慮しながら、他地区の団地の建て替えも検討することとしております。

9 ページには、本計画の計画期間中の改善計画をお示ししております。

最後に 1 0 ページとなりますが、こちらでは、計画期間内に改善計画を実施した際の、年間当たりのコストの縮減効果をお示ししております。9 ページに記載した長寿命化型の改善を全て実施した場合、1 0 戸当たりで年間 2 9 6 万 7 千円のコスト縮減となり、1 棟当たりでは年間 1 9 6 4 万円の縮減効果を見込んでおります。前回の計画時には、計画期間となる平成 3 0 年から令和 9 年度までの間で 1 0 戸当たりで年間 3 0 6 万 4 千円、1 棟当たりでは年間 3 6 3 9 万 9 千円の縮減効果を見込んでいましたので、見直し後の効果額は 1 0 戸当たりで

9万7千円。1棟当たりでは、1675万9千円減少することとなっております。これは前回の計画時に比べ、ライフサイクルコストを構成する改善費用、及び修繕費用が大きく増額したことが要因となっております。ここまでの飯塚市公営住宅等長寿命化計画についての説明となりますが、所管課においては、本計画に基づく大がかりな住宅の改善はもとより、入居者の方からの連絡により実施する日常的な保守管理についても、怠りなく、速やかに対応し、今後の安全安心な住宅の提供を継続できるよう努めてまいります。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

一つだけ聞かせてください。ちょっと言葉は忘れましたが、2025年の必要住宅戸数ですね、ちょっと言葉は分かりませんが、これが3769戸ということで、3800戸、何ですかね。公営住宅等の整備目標戸数ですかね。3800戸で十分足りるという説明があったと思いますけど、これどういう計算でそうなったんでしょうかね。これ3769戸というのはどういうふうに出てきたんでしょうか。

○住宅課長

こちらの3769戸の算定につきましては、先ほどから申し上げておりますが、飯塚市公営住宅等長寿命化計画の見直しに当たって国のほうから示された策定指針と併せて、公営住宅供給目標量設定支援プログラム、こちらのほうが国のほうから示されております。こちら、市営住宅のほうが、低所得者世帯向けの住宅という事業趣旨がございますので、どれぐらいの方が、本市の中で、世帯数がどれぐらいの方が住宅をご所望なさるか、希望なさるかという予測を立てていくこととなります。本市の中には、私ども市営住宅と、そのほか県営住宅等もありますので、その県営住宅との割合、市の管理戸数と県の管理戸数、そちらのほうで、市のほうに必要な世帯数がこれぐらいというふうな形で計算したものでございます。

○城丸委員

3769戸という非常に具体的な数字が出てくるんですよ。これ何か計算式か何かあって、それに当てはめて、これを出すということなんですか。

○住宅課長

プログラムに沿って、こちらのほう統計試算等をプログラムのほうに入れ込んで、それで計算させるものでございます。

○城丸委員

後で結構ですので、その計算をちょっと見せていただければよろしいでしょうか。お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

「市道上における車両損傷事故について」、ご報告いたします。

資料をお願いします。本件事故は、令和5年4月18日、火曜日、午前10時30分頃、飯塚市潤野地内の市道平原4号線において、当事者は、南方面から北上走行中、路面にできたくぼみを走行した際、車体フロントバンパーが路面と接触し、フロントバンパーを損傷させたものです。本件事故の過失割合につきましては、現在保険会社と協議中であり、その結果をもって、相手方と交渉を行うものです。以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「飯塚市立病院の現状について」、ご報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。まず、医師及び看護師数の状況についてご説明いたします。医師数でございますが、右端の欄のところに、前回の当委員会で報告いたしました令和5年1月1日、緑色部分と、直近の令和5年4月1日現在、黄色部分を記載しております。これを比較いたしますと、医師数では、常勤医師で内科1名の増、整形外科1名の増で計32名、非常勤医師では、内科2名の減、救急科1名の増で、計41名ということになっております。合計は73名となっております。

次に、下段の看護師数でございますが、正規職員が5名の増で166名、臨時職員は5名の減で41名、合計で207名となっております。総数については変更がございません。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。こちらは令和4年度の診療科目別患者数の月別推移表でございます。表の左側にし、記載しております項目としまして、診療科目、延べ患者数の合計、1日当たりの患者数、病床利用率、診療日数、1日当たりの患者数、月日の順となっております。表の右側の黄色部分に、令和4年度の延べ患者数を記載いたしておりますが、その列の合計欄、下から5段目にお示ししておりますように、入院が6万3288人、外来は11万4204人となっております。これを、緑色部分の、令和3年度と比較いたしますと、入院で4256人の増、外来で2366人の増となっております。また、1日当たりの患者数では、入院で173.4人、外来で470.0人となっております。前年度と比較いたしますと、入院で11.7人の増、外来で7.9人の増となっております。病床利用率につきましては、69.4%で、前年度より4.7ポイント増加しております。令和3年度と比較いたしますと、入院、外来数ともに増加しており、その要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響及び、8月より診療を開始いたしました救急科の患者数の増が考えられます。しかしながら今後、新型コロナウイルス感染症による患者数は、入院外来ともに、減少すると見込まれております。今後も引き続き動向を注視してまいりたいと思っております。以上簡単ではございますが「飯塚市立病院の現状について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○上水道課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料、工事請負変更契約報告書をお願いいたします。令和4年9月15日の経済建設委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました、菰田地区配水幹線布設替工事につきまして、現契約金額1億2917万8000円から683万7600円を増額しまして、変更契約金額1億3600万8400円としたものでございます。

資料2ページ目、平面図をお願いいたします。変更契約の主な概要としましては、現地試掘の結果、①か所にて障害物、道路標識基礎等になりますが、出てきたことによる配管材の増。②及び④か所の既設配水管が想定より約70センチメートル深く敷設されていることによる、接続部の配管材の増。また、③'部の止水予定箇所の既設仕切り弁不良に伴い、止水ができなかったこと等により、③か所での凍結止水工法の施工増、その他精査による各工種の数量変更

を行ったものであります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○下水道課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料1ページ、工事請負変更契約報告書をお願いいたします。令和4年8月4日の経済建設委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました伊川地区汚水管渠布設(2工区工事)につきまして、現契約金額7642万5800円から、65万1200円を増額いたしまして、変更契約金額7707万7千円としたものでございます。変更契約の主な概要といたしましては、工事実施に当たり、地元地権者との協議に伴い、公共柵の位置を変更したことによる、取付け管渠延長の増工とその他精査による数量変更によるものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。令和4年11月11日の経済建設委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました庄司地区汚水管渠布設(6工区)工事につきまして、現契約金額5337万6400円から、64万3500円を増額いたしまして、契約変更金額5401万9900円としたものでございます。変更契約の主な内容といたしまして、現地掘削の結果、水道管に近接したため、下水道管渠ルートを変更したことによる、点検孔の増工及び掘削の影響による舗装の増工とまた、その他精査による数量の変更によるものでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。令和4年11月11日の経済建設委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました。鯉田地区汚水管渠布設(13工区)工事につきまして、現契約金額4919万9700円から、10万3400円を増額いたしまして、変更契約金額4930万3100円としたものでございます。変更契約の主な概要といたしましては、現地掘削の結果、水道管に近接したため、下水道管渠ルートを変更したことによる点検孔の増工とまた、その他精査による数量変更によるものでございます。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。